

## 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要（住宅用火災警報器<sup>注</sup>設置義務化関係）

注）消防法及び尼崎市火災予防条例では「住宅用火災警報器」を「住宅用防災警報器」と、「住宅用自動火災報知設備」を「住宅用防災報知設備」と呼称しています。

改正の概要は、以下のとおりです。

### 住宅用防災機器（第30条の2）

住宅の関係者（所有者、管理者、占有者）は、次のいずれかの「住宅用防災機器」を設置し、維持しなければならないこととしたこと。

- 1 住宅用防災警報器（火災の発生を感知し、及び報知する警報器をいう。）
- 2 住宅用防災報知設備（火災の発生を感知し、及び報知する火災報知設備をいう。）

### 住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準（第30条の3）

住宅用防災警報器の設置維持基準について、以下のとおり規定したこと。

- 1 住宅用防災警報器を設置する場所は「就寝の用に供する居室（寝室）」、さらに条件によって「階段」、「廊下」とし、これらの場所に応じた種別のものを一定の位置に設置すること。
- 2 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものとする。
- 3 住宅用防災警報器は、上記のほか、適切に設置及び維持すること。

### 住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準（第30条の4）

住宅用防災報知設備の設置維持基準について、以下のとおり規定したこと。

- 1 住宅用防災報知設備の感知器を設置する場所は、住宅用防災警報器と同様の場所とし、この場所に応じた種別のものを一定の位置に設置すること。
- 2 住宅用防災報知設備を構成する感知器、中継器、受信機は、検定対象機械器具等について定められた技術上の規格に、補助警報装置は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものであること。
- 3 住宅用防災報知設備は、上記のほか、適切に設置及び維持すること。

### 設置の免除（第30条の5）

一定の基準に従い設置された、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備が設置されている場所には、住宅用防災警報器等の設置を免除することを規定したこと。

### 基準の特例（第30条の6）

消防長又は消防署長が、上記の規定によらなくとも火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最少限度に止めることができると認めた場合は、上記の規定が適用されないこととしたこと。

### 住宅における火災予防の推進（第30条の7）

住宅における火災予防の推進に関する事項として、市の責務及び住民の責務を定めたこと。

### 施行期日（付則）

上記の改正条例は、平成18年6月1日から施行することとしたこと。（ただし、上記中、印のついた設備を設置した場合に住宅用防災警報器等の設置を免除する規定は、平成19年4月1日から。）

### 経過措置（付則）

既存住宅には、平成23年5月31日まで、「5年」の猶予期間を設けることとしたこと。

以上